

地方自治

——人権保障、住民自治、地域に適した措置

台湾では、1950年から地方自治が開始され、1990年代の民主化過程、総統直接選、幾度かの国民投票、二度の政権交代及び平和的な移行を経てきた。表面的には、地方自治はすでに約60年実施されてきたことになるが、中央の高度な「集権」や「集金」の状況下において、地方財政は自主的制約を受け、地方自治を着実なものとするには依然として困難がある。2010年末に、「五都」の構造が構築され、「五都十七県」の地方政治版図が終りに形成された。この一大政策は台湾の地方自治史上からすれば、1997年の省政府簡素化に続く大幅な制度改革であり、台湾の将来の都市・地方、ひいては国家の発展に大きな影響を及ぼすことは必至である。リニューアルされた「広域直轄市」の概念は、国民の政治参与に新たな局面をもたらすだけでなく、政府の統治も新たな挑戦に直面する。

しかし、「五都十七県」の構造には、背後に余りある政治的思惑があり、昇格を急いだがために、台湾の将来の発展にとっては全面的にプラスと言うわけではない。まず、立法院が地方制度修正案の通過に拙速に足並みをそろえようとしたため、様々な既存の地方自治問題について全面的に検討し解決を図らなかつたばかりか、逆に予測可能な将来に生じるであろう問題がさらに増加した。その例としては、政府のレベルを二級制にするとの各界の目標に完全に背馳する、合理的な国土計画の理想が着実なものとなっていない、行政区画改革の完全な空転、調整が見られない都市間格差等が挙げられる。

更に深刻なのは、地方自治の能力の強化や財政の自主性を高める「財政収支画分法」が依然として古く未修正のままで、国家財源の公平な分配方法も依然として解決していない点である。長い間、我々を悩ませてきた地方政府の財政問題には、台北市のみに財政資源を手厚く与える不均衡な分配や省政府簡素化の際に中央が引き受けた省府の債務などがあり、これらが地方政治を制約しコントロールしている。さらに、省政府簡素化に乗じて、地方税収を中央税に編成したことによる地方政府の財政能力の深刻な不足、不均衡な財政収支構造、公共債務の深刻な累積などの問題を解決する完全な解決法案もないため、これらは地方政府の財政破たんの時限爆弾となっている。このように、昇格は「県政の昇格」でないばかりか、財源不足や巨額の負債のせいで地方自治やバランスのとれた地域発展に不利に働く可能性がある。加えて、地方自治体の組織権は2010年になされたいい加減な「地方制度法」の修正によっても深刻なダメージを受けている。

ゆえに、将来の地方自治の改革の方向は、「人権保障」及び「住民自治」といった地方自治の考え方から出発し、各地方の空間や文化的差異を考慮し、「それぞれの地域に適した措置を採る」との概念によって、地方自治体が完全な組織権を有し、地方政治の必要に応じた関連組織を設置することを主要な任務とすべきである。本シンクタンクの具体的主張は次の通りである：現行の地域区画を全面的に検討する、中央・地方の行政権を再分配する、地方政府に

人事権を付与する、地方の財政自主権を着実なものとする、地方政府組織による地域の枠を超えた協調協力メカニズムの再構築を推進する等。

このようにしてこそ台湾は、都市計画、制度の統合、効果的な自治、国際的競争力の向上といった逼迫する目標を達成することができる。このほか、更に看過してはならないのは、付随して生じてくる政府間関係の課題である。例えば、五都市と他の地方政府間は、広域な行政協力関係を強化して、都市と地方の発展レベルを平均化しなければならない。地方政府と中央政府の間においては、自治権や財政資源の区画を見直さなければならないし、地方政府と管轄内の各区域（元々自治を行っていた郷・鎮・市）の間においては、効果的な公共サービスの提供や円滑な市民との対話メカニズムの構築が課題となるであろう。こうした様々な地方自治及び発展の主要問題を解決してこそ、国家の持続可能な発展に寄与し、国家の競争力を向上させることができる。**BT**